

今回は免税事業者及び課税事業者それぞれがインボイス制度導入までに準備することを説明しました。今回はインボイス制度への移行とインボイス(適格請求書)の様式について説明していきたいと思います。

1. インボイス制度とは

インボイス制度とは、2023年10月から導入される、消費税の仕入税額控除の適用を受けるための新たな方式です。正式名称は「適格請求書等保存方式」と言います。

現在は「区分記載請求書等保存方式」という方式が採用されており、適用税率ごとに区分した請求書(又は納品書、領収書等)と区分経理に

対応した帳簿を保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができます。

しかし令和5年10月1日からは、より細かい記載事項や制限が設けられている「適格請求書(インボイス)」を保存する必要があります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)	
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様	
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存	ここが変わります

出典：国税庁 | 適格請求書等保存方式の概要

2. 適格請求書(インボイス)とは

適格請求書(インボイス)とは、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書などそれらに類する書類のことを指します。

以下は、適格請求書のサンプルと記載事項です。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
1.0%対象	80,000円	消費税 8,000円

出典：国税庁 | 適格請求書等保存方式の概要

現在の区分記載請求書等保存方式で必要とされる項目に、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の3つが追加されています。なお、適格請求書の様式は法令等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また手書きであっても適格請求書として認められます。